

## 宮崎県と全国の最低賃金

### 1 地域別最低賃金一覧（47都道府県）

	最低賃金額	引上げ額	発効年月日	※適用使用者数	※適用労働者数
北海道	835円	25円	平成30年10月1日	167,823人	1,961,100人
青森	762円	24円	平成30年10月4日	40,296人	440,900人
岩手	762円	24円	平成30年10月1日	41,178人	467,300人
宮城	798円	26円	平成30年10月1日	73,018人	909,900人
秋田	762円	24円	平成30年10月1日	32,468人	361,700人
山形	763円	24円	平成30年10月1日	37,509人	411,800人
福島	772円	24円	平成30年10月1日	60,446人	708,500人
茨城	822円	26円	平成30年10月1日	82,406人	1,109,800人
栃木	826円	26円	平成30年10月1日	60,497人	780,300人
群馬	809円	26円	平成30年10月6日	61,952人	794,900人
埼玉	898円	27円	平成30年10月1日	174,399人	2,319,100人
千葉	895円	27円	平成30年10月1日	140,172人	1,926,900人
東京	985円	27円	平成30年10月1日	476,638人	8,300,500人
神奈川	983円	27円	平成30年10月1日	215,048人	3,169,600人
新潟	803円	25円	平成30年10月1日	78,059人	899,200人
富山	821円	26円	平成30年10月1日	37,054人	448,100人
石川	806円	25円	平成30年10月1日	42,010人	475,200人
福井	803円	25円	平成30年10月1日	28,237人	327,000人
山梨	810円	26円	平成30年10月3日	28,722人	318,400人
長野	821円	26円	平成30年10月1日	73,292人	810,100人
岐阜	825円	25円	平成30年10月1日	67,945人	763,200人
静岡	858円	26円	平成30年10月3日	122,323人	1,527,100人
愛知	898円	27円	平成30年10月1日	233,637人	3,411,300人
三重	846円	26円	平成30年10月1日	54,667人	719,300人
滋賀	839円	26円	平成30年10月1日	38,836人	543,300人
京都	882円	26円	平成30年10月1日	78,336人	1,007,300人
大阪	936円	27円	平成30年10月1日	284,897人	3,959,100人
兵庫	871円	27円	平成30年10月1日	151,505人	1,976,700人
奈良	811円	25円	平成30年10月4日	31,843人	381,500人
和歌山	803円	26円	平成30年10月1日	31,377人	324,700人
鳥取	762円	24円	平成30年10月5日	18,760人	204,400人
島根	764円	24円	平成30年10月1日	24,394人	254,200人
岡山	807円	26円	平成30年10月3日	57,344人	731,200人
広島	844円	26円	平成30年10月1日	92,682人	1,164,700人
山口	802円	25円	平成30年10月1日	44,043人	514,000人
徳島	766円	26円	平成30年10月1日	23,551人	259,100人
香川	792円	26円	平成30年10月1日	32,728人	377,000人
愛媛	764円	25円	平成30年10月1日	43,966人	495,000人
高知	762円	25円	平成30年10月5日	24,017人	242,600人
福岡	814円	25円	平成30年10月1日	159,057人	2,018,000人
佐賀	762円	25円	平成30年10月4日	26,639人	315,200人
長崎	762円	25円	平成30年10月6日	43,827人	474,700人
熊本	762円	25円	平成30年10月1日	52,700人	614,900人
大分	762円	25円	平成30年10月1日	37,385人	426,700人
<b>宮崎</b>	<b>762円</b>	<b>25円</b>	<b>平成30年10月5日</b>	<b>37,255人</b>	<b>395,000人</b>
鹿児島	761円	24円	平成30年10月1日	53,323人	588,900人
沖縄	762円	25円	平成30年10月3日	42,990人	487,000人
全国加重平均額 /計	874円	26円		3,861,251人	51,116,400人

資料出所：厚生労働省 地域別最低賃金の全国一覧

※「適用使用者数、適用労働者数」については、労働調査会「最低賃金決定要覧」～平成31年度版～より、平成28年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数字である。

## 2 地域別最低賃金の年次別推移（47都道府県）

	24年度発効(引上額)		25年度発効(引上額)		26年度発効(引上額)		27年度発効(引上額)		28年度発効(引上額)		29年度発効(引上額)		30年度発効(引上額)	
北海道	719円	14円	734円	15円	748円	14円	764円	16円	786円	22円	810円	24円	835円	25円
青森	654円	7円	665円	11円	679円	14円	695円	16円	716円	21円	738円	22円	762円	24円
岩手	653円	8円	665円	12円	678円	13円	695円	17円	716円	21円	738円	22円	762円	24円
宮城	685円	10円	696円	11円	710円	14円	726円	16円	748円	22円	772円	24円	798円	26円
秋田	654円	7円	665円	11円	679円	14円	695円	16円	716円	21円	738円	22円	762円	24円
山形	654円	7円	665円	11円	680円	15円	696円	16円	717円	21円	739円	22円	763円	24円
福島	664円	6円	675円	11円	689円	14円	705円	16円	726円	21円	748円	22円	772円	24円
茨城	699円	7円	713円	14円	729円	16円	747円	18円	771円	24円	796円	25円	822円	26円
栃木	705円	5円	718円	13円	733円	15円	751円	18円	775円	24円	800円	25円	826円	26円
群馬	696円	6円	707円	11円	721円	14円	737円	16円	759円	22円	783円	24円	809円	26円
埼玉	771円	12円	785円	14円	802円	17円	820円	18円	845円	25円	871円	26円	898円	27円
千葉	756円	8円	777円	21円	798円	21円	817円	19円	842円	25円	868円	26円	895円	27円
東京	850円	13円	869円	19円	888円	19円	907円	19円	932円	25円	958円	26円	985円	27円
神奈川	849円	13円	868円	19円	887円	19円	905円	18円	930円	25円	956円	26円	983円	27円
新潟	689円	6円	701円	12円	715円	14円	731円	16円	753円	22円	778円	25円	803円	25円
富山	700円	8円	712円	12円	728円	16円	746円	18円	770円	24円	795円	25円	821円	26円
石川	693円	6円	704円	11円	718円	14円	735円	17円	757円	22円	781円	24円	806円	25円
福井	690円	6円	701円	11円	716円	15円	732円	16円	754円	22円	778円	24円	803円	25円
山梨	695円	5円	706円	11円	721円	15円	737円	16円	759円	22円	784円	25円	810円	26円
長野	700円	6円	713円	13円	728円	15円	746円	18円	770円	24円	795円	25円	821円	26円
岐阜	713円	6円	724円	11円	738円	14円	754円	16円	776円	22円	800円	24円	825円	25円
静岡	735円	7円	749円	14円	765円	16円	783円	18円	807円	24円	832円	25円	858円	26円
愛知	758円	8円	780円	22円	800円	20円	820円	20円	845円	25円	871円	26円	898円	27円
三重	724円	7円	737円	13円	753円	16円	771円	18円	795円	24円	820円	25円	846円	26円
滋賀	716円	7円	730円	14円	746円	16円	764円	18円	788円	24円	813円	25円	839円	26円
京都	759円	8円	773円	14円	789円	16円	807円	18円	831円	24円	856円	25円	882円	26円
大阪	800円	14円	819円	19円	838円	19円	858円	20円	883円	25円	909円	26円	936円	27円
兵庫	749円	10円	761円	12円	776円	15円	794円	18円	819円	25円	844円	25円	871円	27円
奈良	699円	6円	710円	11円	724円	14円	740円	16円	762円	22円	786円	24円	811円	25円
和歌山	690円	5円	701円	11円	715円	14円	731円	16円	753円	22円	777円	24円	803円	26円
鳥取	653円	7円	664円	11円	677円	13円	693円	16円	715円	22円	738円	23円	762円	24円
島根	652円	6円	664円	12円	679円	15円	696円	17円	718円	22円	740円	22円	764円	24円
岡山	691円	6円	703円	12円	719円	16円	735円	16円	757円	22円	781円	24円	807円	26円
広島	719円	9円	733円	14円	750円	17円	769円	19円	793円	24円	818円	25円	844円	26円
山口	690円	6円	701円	11円	715円	14円	731円	16円	753円	22円	777円	24円	802円	25円
徳島	654円	7円	666円	12円	679円	13円	695円	16円	716円	21円	740円	24円	766円	26円
香川	674円	7円	686円	12円	702円	16円	719円	17円	742円	23円	766円	24円	792円	26円
愛媛	654円	7円	666円	12円	680円	14円	696円	16円	717円	21円	739円	22円	764円	25円
高知	652円	7円	664円	12円	677円	13円	693円	16円	715円	22円	737円	22円	762円	25円
福岡	701円	6円	712円	11円	727円	15円	743円	16円	765円	22円	789円	24円	814円	25円
佐賀	653円	7円	664円	11円	678円	14円	694円	16円	715円	21円	737円	22円	762円	25円
長崎	653円	7円	664円	11円	677円	13円	694円	17円	715円	21円	737円	22円	762円	25円
熊本	653円	6円	664円	11円	677円	13円	694円	17円	715円	21円	737円	22円	762円	25円
大分	653円	6円	664円	11円	677円	13円	694円	17円	715円	21円	737円	22円	762円	25円
<b>宮崎</b>	<b>653円</b>	<b>7円</b>	<b>664円</b>	<b>11円</b>	<b>677円</b>	<b>13円</b>	<b>693円</b>	<b>16円</b>	<b>714円</b>	<b>21円</b>	<b>737円</b>	<b>23円</b>	<b>762円</b>	<b>25円</b>
鹿児島	654円	7円	665円	11円	678円	13円	694円	16円	715円	21円	737円	22円	761円	24円
沖縄	653円	8円	664円	11円	677円	13円	693円	16円	714円	21円	737円	23円	762円	25円
全国加重平均額	749円	12円	764円	15円	780円	16円	798円	18円	823円	25円	848円	25円	874円	26円

資料出所：厚生労働省 地域別最低賃金の全国一覧

### 3 特定（産業別）最低賃金の改定状況

#### ○食料品・飲料製造業関係

	最低賃金額		発効年月日	※適用労働者数	※適用使用者数	前年度比較 (引上げ額)	備 考
	日 額	時間額					
北海道	—	871円	H30.12.1	4,560人	95人	21円	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業
千葉	—	889円	H29.12.25	3,490人	44人	—	調味料製造業 ※(地)895円
香川	—	793円	H30.12.15	1,990人	50人	26円	冷凍調理食品製造業
宮崎	—	<b>678円</b>	<b>H26.12.26</b>	<b>2,640人</b>	<b>45人</b>	—	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業 <b>※(地)762円</b>
沖縄	—	683円	H25.12.11	1,660人	37人	—	畜産食料品製造業 ※(地)762円
沖縄	—	769円	H30.11.25	590人	18人	22円	糖類製造業
沖縄	—	686円	H25.11.23	1,870人	90人	—	清涼飲料、酒類製造業 ※(地)762円

#### ○電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係

北海道	—	868円	H30.12.1	7,060人	100人	26円	
青森	—	806円	H30.12.21	6,570人	130人	21円	
岩手	—	796円	H30.12.28	9,330人	183人	21円	
宮城	—	841円	H30.12.20	18,070人	365人	22円	
秋田	—	808円	H30.12.24	10,040人	124人	22円	
山形	—	821円	H30.12.25	14,000人	333人	21円	
福島	—	815円	H30.12.19	27,880人	526人	17円	
茨城	—	877円	H30.12.31	33,130人	886人	22円	精密機械を含む
栃木	—	889円	H30.12.31	17,220人	375人	20円	
群馬	—	886円	H30.12.20	17,090人	606人	21円	
埼玉	—	930円	H30.12.1	35,600人	1,348人	21円	
千葉	—	928円	H30.12.25	16,840人	399人	22円	
東京	—	829円	H22.12.31	48,880人	3,206人	—	精密機械を含む ※(地)985円
神奈川	—	890円	H27.3.1	58,560人	1,997人	—	※(地) 983円
新潟	—	890円	H30.12.22	21,150人	452人	20円	
富山	—	823円	H30.12.26	12,070人	213人	23円	
石川	—	847円	H30.12.31	11,510人	82人	21円	
福井	—	840円	H30.12.24	11,470人	134人	20円	
山梨	—	890円	H30.12.15	14,090人	336人	21円	
長野	—	872円	H30.11.27	58,140人	1,386人	18円	精密機械を含む
岐阜	—	866円	H30.12.21	11,180人	354人	20円	
静岡	—	900円	H30.12.21	44,500人	987人	18円	
愛知	—	901円	H30.12.16	58,660人	1,339人	18円	
三重	—	886円	H30.12.20	27,450人	356人	19円	
滋賀	—	894円	H30.12.29	26,120人	370人	19円	精密機械を含む
京都	—	919円	H30.12.22	26,300人	682人	19円	
大阪	—	937円	H30.12.1	34,440人	1,673人	27円	
兵庫	—	873円	H30.12.1	38,290人	722人	21円	
奈良	—	865円	H30.12.26	890人	57人	16円	
鳥取	—	790円	H30.12.28	8,360人	171人	16円	
島根	—	800円	H30.12.9	7,100人	67人	25円	
岡山	—	854円	H30.12.13	10,060人	184人	24円	
広島	—	873円	H30.12.31	15,430人	349人	22円	
山口	—	865円	H30.12.15	3,800人	85人	26円	
徳島	—	862円	H30.12.21	9,610人	29人	21円	
香川	—	862円	H30.12.15	5,060人	131人	21円	
愛媛	—	870円	H30.12.25	3,460人	59人	21円	
高知	—	788円	H30.12.30	560人	6人	12円	
福岡	—	905円	H30.12.10	21,170人	612人	24円	
佐賀	—	816円	H30.12.26	6,590人	85人	21円	
長崎	—	808円	H30.12.27	6,800人	65人	23円	
熊本	—	807円	H30.12.15	10,130人	158人	25円	
大分	—	807円	H30.12.25	12,930人	107人	23円	
宮崎	—	<b>775円</b>	<b>H30.12.29</b>	<b>8,450人</b>	<b>79人</b>	<b>20円</b>	
鹿児島	—	788円	H30.12.28	11,700人	120人	23円	

資料出所：厚生労働省 特定（産業別）最低賃金の全国一覧

※「適用使用者数、適用労働者数」については、労働調査会「最低賃金決定要覧」～平成31年度版～より、実質的な適用使用者数、適用労働者数である。

注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用される。

注2) 備考欄の「※(地)」で示された金額は、地域別最低賃金額が適用されるため地域別最低賃金額を表示している。

○各種商品小売業関係

	最低賃金額		改正発効年月日	※適用労働者数	※適用使用者数	前年度比較 (引上額)	備 考
	日 額	時間額					
青 森	—	798円	H30.12.21	2,890人	33人	21円	
岩 手	—	767円	H28.12.11	2,550人	40人	—	
茨 城	—	849円	H30.12.31	5,100人	45人	21円	
栃 木	—	850円	H30.12.31	5,120人	27人	13円	
埼 玉	—	849円	H28.12.1	19,270人	146人	—	※(地) 898円
千 葉	—	848円	H28.12.25	21,230人	128人	—	※(地) 895円
新 潟	—	824円	H30.12.31	4,650人	48人	14円	
福 井	—	750円	H23.12.24	100人	11人	—	※(地) 803円
長 野	—	835円	H30.12.31	3,620人	49人	18円	
静 岡	—	866円	H30.12.21	5,720人	91人	16円	
愛 知	—	847円	H28.12.16	22,070人	179人	—	※(地) 898円
滋 賀	—	840円	H30.12.29	5,040人	36人	22円	
京 都	—	884円	H30.12.22	9,280人	76人	24円	
兵 庫	—	797円	H28.2.1	19,890人	164人	—	※(地) 871円
鳥 取	—	718円	H28.12.17	1,550人	8人	—	※(地) 762円
岡 山	—	856円	H30.12.26	4,750人	51人	21円	
広 島	—	858円	H31.1.16	9,750人	83人	20円	
愛 媛	—	789円	H30.12.25	4,280人	31人	17円	
大 分	—	716円	H28.12.25	3,580人	34人	—	※(地) 762円
<b>宮 崎</b>	—	<b>705円</b>	<b>H27.12.24</b>	<b>4,940人</b>	<b>74人</b>	—	<b>※(地) 762円</b>
沖 縄	—	770円	H30.11.23	7,090人	28人	25円	

○自動車小売業関係

青 森	—	838円	H30.12.21	5,420人	826人	21円	
岩 手	—	838円	H30.12.28	4,410人	547人	19円	
宮 城	—	865円	H30.12.20	12,180人	1,638人	25円	
秋 田	—	838円	H30.12.24	3,360人	385人	24円	新車、自動車部品・付属品を含む
福 島	—	848円	H30.12.21	6,460人	884人	17円	
埼 玉	—	936円	H30.12.1	16,810人	2,134人	20円	
千 葉	—	922円	H30.12.25	9,440人	785人	22円	新車
神 奈 川	—	842円	H23.12.21	17,200人	1,904人	—	※(地) 983円
新 潟	—	898円	H30.12.20	6,440人	852人	21円	自動車部品・付属品を含む
富 山	—	769円	H23.1.20	2,550人	137人	—	新車 ※(地) 821円
愛 知	—	921円	H30.12.16	16,910人	1,819人	17円	新車
愛 知	—	800円	H19.12.16	2,390人	411人	—	自動車部品・付属品を含む※(地) 898円
京 都	—	885円	H30.12.22	5,720人	594人	25円	新車
京 都	5,926円	741円	H9.12.21	3,900人	718人	—	※(地) 882円
大 阪	—	937円	H30.12.1	16,140人	1,899人	27円	
兵 庫	—	876円	H30.12.1	12,450人	1,526人	15円	
奈 良	—	867円	H30.12.26	3,050人	387人	16円	
島 根	—	838円	H30.11.29	2,230人	215人	26円	新車
広 島	—	890円	H30.12.31	11,500人	1,678人	22円	
福 岡	—	915円	H30.12.10	9,550人	799人	23円	新車
大 分	—	821円	H30.12.25	2,750人	176人	22円	新車
<b>宮 崎</b>	—	<b>804円</b>	<b>H30.12.16</b>	<b>2,840人</b>	<b>180人</b>	<b>20円</b>	新車
鹿 児 島	—	821円	H30.12.28	3,180人	363人	22円	新車
沖 縄	—	770円	H30.11.18	2,060人	68人	20円	新車

資料出所：厚生労働省 特定（産業別）最低賃金の全国一覧

※「適用使用者数、適用労働者数」については、労働調査会「最低賃金決定要覧」～平成31年度版～より、実質的な適用使用者数、適用労働者数である。

注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用される。

注2) 備考欄の「※(地)」で示された金額は、地域別最低賃金額が適用されるため地域別最低賃金額を表示している。